

京 都 市 建 築 審 査 会

令 和 5 年 度 第 1 回 会 議 議 事 録

1 日 時

令和5年4月21日（金曜日） 午後1時30分から午後3時45分まで

2 場 所

ひと・まち交流館 京都 地下1階 京都市景観・まちづくりセンター
ワークショップルーム1

3 出席者

【委員】

高田光雄会長、伊藤知之会長代理、奥美里委員、新関三希代委員、湯川二郎委員、志澤美保委員、牧紀男委員

【事務局】

文山達昭建築指導部長、岡田圭司建築指導課長、浅田毅建築相談・道路担当課長、藤村知則建築審査課長、中島吾郎建築安全推進課長、曾我知也調査係長、石村直美建築相談第二係長、藤原真実係員、長岡誠司係員、森下晶太係員

【処分庁】

奥山陽二企画基準係長、小西拓朗道路第一係長、大河内英二道路第二係長、渡邊優人係員、福田浩士係員、永井詳子係員、田中景子係員、今井陽美係員

【参考人】

牧草立馬消防同意係長（消防局予防部指導課）

【傍聴人】

1名

4 議事事項

- (1) 建築審査会事務局員の指名（京都市の人事異動に伴う事務局員の変更）
- (2) 議事録の承認等について
 - ア 令和4年度第10回会議の議事録の承認
 - イ 同意案件に関する報告
 - ウ 次回会議日程について
- (3) 同意案件に関する審議
建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可（専用住宅：山科区1件）
- (4) 包括同意案件に関する報告
建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく許可（バス停：左京区1件）
- (5) 包括同意案件に関する報告
 - ア 建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可（専用住宅：右京区2件、伏見区2件、

下京区1件、北区1件)

イ 特定通路における建築基準法第43条第2項第2号許可(専用住宅:右京区3件、西京区1件)

(6) 令和4年度第1号審査請求事件に関する審議

5 公開・非公開の別

議事事項のうち(1)から(5)までを公開、(6)を非公開

6 審議結果

(1) 建築審査会事務局員の指名(京都市の人事異動に伴う事務局員の変更)

結果:承認

(2) 議事録の承認等について

ア 令和4年度第10回会議の議事録の承認

結果:承認

イ 同意案件に関する報告

(ア) 報告の概要

事務局から、令和5年2月の建築審査会で同意した接道許可(議案番号9009)並びに令和5年3月の建築審査会で同意した接道許可(9010)、用途許可(議案番号5及び6)及び建築基準法適用除外の指定(議案番号3001)について、処分庁が許可及び指定を行った旨の報告を受けた。

(イ) 報告の結果:了承

ウ 次回会議日程について

次回の会議は令和5年5月22日(月)午後1時30分から、「ひと・まち交流館京都」で開催することとなった。

(3) 同意案件に関する審議

建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可(専用住宅:山科区1件)

(ア) 審議の概要

建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可(専用住宅:山科区1件)について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、質疑を行った。

(イ) 審議の結果:同意

(ロ) 質疑等:なし

(4) 包括同意案件に関する報告

建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく許可(バス停:左京区1件)

(ア) 報告の概要

建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく許可(バス停:左京区1件)について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、質疑を行った。

(イ) 報告の結果:了承

(ウ) 質疑等：なし

(5) 包括同意案件に関する報告

ア 建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可（専用住宅：右京区2件、伏見区2件、下京区1件、北区1件）

(ア) 報告の概要

建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可（専用住宅：右京区2件、伏見区2件、下京区1件、北区1件）について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、質疑を行った。

(イ) 報告の結果：了承

(ウ) 質疑等

（右京区 報告第1029号について）

委員：許可基準適合表の※のところ、過去に相続放棄の意向を示しているところがあるが、過去に相続放棄が実際にされたということか。いつ頃放棄の意思を示されたのか。

処分庁：意向を示されているという状況しか確認していないが、許可をした令和5年1月時点での状況であることは確認している。

委員：結論は構わないが、相続放棄というのは亡くなってから3ヶ月以内というのがあるため、意向を示されたというだけでは、あまり意味のある記載になっていないのではと思った。

処分庁：今回は、その当該地を除いても通路の幅員が1.8m以上確保できるため、1.8m以上の通路の基準を採用している。

（伏見区 報告第1034号について）

委員：東側にも通路があるが、通路に接する距離が足りないため、西側の通路を前面通路としているのか。

処分庁：主たる入り口は西側（河川側）である。東側の通路は一般に通行されている状況であるが、空地等周辺状況図にも記載しているとおり、始端部（南端）が建築敷地として過去に確認処分されている経過があることもあり、西側通路を前面通路としている。

委員：今回の新築でも主たる入り口は、西側の通路か。

処分庁：そうである。

イ 特定通路における建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：右京区3件、西京区1件）

(ア) 報告の概要

特定通路における建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：右京区3件、西京区1件）について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、質疑を行った。

(イ) 報告の結果：了承

(ウ) 質疑等

（右京区 報告第1036号）

委員：確認だが、この前面の特定通路とは、どこからどこまでか。はじめと終わりがど

こなのか。

処分庁：記載の範囲全てが特定通路であり、飛び飛びになっている特定通路の間に開発道路などが点在している状況である。

(6) 令和4年度第1号審査請求事件に関する審議

令和4年度第1号審査請求事件について、事務局から資料の提示及び報告を受け、質疑を行った。

京都市建築審査会
会長 高田 光雄